

総目次

第1編 総則

第1章 計画の基本方針	- 3 -
第1節 目的	- 3 -
第2節 計画の目標	- 3 -
第3節 計画の位置づけ	- 3 -
第2章 市域の概況	- 4 -
第1節 自然的条件	- 4 -
第2節 社会的条件	- 7 -
第3章 災害の想定	- 8 -
第1節 地震災害	- 8 -
第2節 風水害等	- 9 -
第3節 大規模な事故災害等	- 11 -
第4章 市・関係機関の業務大綱	- 12 -
第5章 市民、事業者の基本的責務	- 18 -
第1節 市民の役割	- 18 -
第2節 事業者の役割	- 20 -
第6章 計画の構成と方針	- 21 -
第1節 計画の構成	- 21 -
第2節 計画の方針	- 24 -
第3節 計画の運用	- 26 -

第2編 災害予防対策

第1章 都市の防災機能等の強化	- 31 -
第1節 災害に強い都市基盤整備	- 31 -
第2節 建築物等の安全対策の推進	- 35 -
第3節 水害予防対策の推進	- 39 -
第4節 地盤災害予防対策の推進	- 43 -
第5節 危険物等災害予防対策の推進	- 48 -
第6節 放射性同位元素に係る災害予防対策	- 51 -
第2章 災害に備えた防災体制等の確立	- 52 -
第1節 防災組織及び活動組織の整備	- 52 -
第2節 情報収集伝達体制の整備	- 57 -
第3節 消火・救助・救急体制の整備	- 62 -
第4節 火災予防対策の推進	- 64 -
第5節 応急医療体制の整備	- 67 -
第6節 緊急輸送体制の整備	- 71 -
第7節 交通確保体制の整備	- 74 -
第8節 ライフライン確保体制の整備	- 76 -
第9節 避難体制の確立	- 84 -
第10節 応急仮設住宅対策	- 89 -
第11節 二次災害防止体制の整備	- 90 -
第12節 避難行動要支援者支援体制の整備	- 92 -
第13節 防災拠点の整備・充実	- 97 -
第14節 緊急物資の確保供給体制の整備	- 99 -
第15節 帰宅困難者支援	- 102 -
第16節 広域防災体制の整備	- 103 -
第17節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	- 104 -
第18節 防災に関する調査研究の推進	- 106 -
第3章 市民の防災行動力の向上	- 107 -
第1節 防災知識の普及	- 107 -
第2節 自主防災体制の育成	- 112 -
第3節 事業者、ボランティアとの連携	- 116 -

第3編 地震災害応急対策

第1章 応急活動組織	- 121 -
第1節 災害対策本部体制	- 122 -
第2節 動員体制	- 133 -
第2章 初動期の応急活動	- 137 -
第1節 情報の収集・伝達	- 137 -
第2節 災害広報・公聴対策	- 145 -
第3節 応援の要請・受入れ	- 149 -
第4節 消火・救助対策	- 157 -
第5節 救急医療	- 162 -
第6節 応急避難	- 168 -
第7節 二次災害の防止	- 174 -
第8節 地震水防応急対策	- 180 -
第9節 交通の安全、機能確保	- 181 -
第10節 緊急輸送活動	- 183 -
第11節 ライフラインの対応	- 189 -
第12節 指定避難所の開設・運営	- 194 -
第13節 緊急物資の供給	- 199 -
第3章 応急対策活動	- 205 -
第1節 災害救助法の適用	- 205 -
第2節 保健衛生活動	- 208 -
第3節 福祉活動	- 212 -
第4節 建築物・住家応急対策	- 214 -
第5節 応急教育等	- 221 -
第6節 遺体の収容・対策及び埋火葬	- 224 -
第7節 廃棄物の処理	- 227 -
第8節 自発的支援の受入れ	- 235 -
第9節 農業関係応急対策	- 239 -
第10節 社会秩序の維持	- 241 -

第4編 地震災害復旧対策

第1章 生活の安定	- 244 -
第1節 公共施設等の復旧.....	- 244 -
第2節 被災証明の発行.....	- 246 -
第3節 激甚災害の指定.....	- 247 -
第4節 被災者の生活確保.....	- 248 -
第5節 中小企業の復興支援.....	- 254 -
第6節 農業関係者の復興支援.....	- 255 -
第2章 復興の基本方針	- 256 -
第1節 災害復興方針の策定.....	- 256 -
第2節 災害復興計画の策定.....	- 256 -
第3節 災害復興事業の実施.....	- 257 -

付編1 東海地震関連情報に伴う対策

第1章 計画の目的等	- 259 -
第1節 目的.....	- 259 -
第2節 大阪府域での予想震度.....	- 259 -
第3節 基本方針.....	- 259 -
第2章 応急対策活動	- 260 -
第1節 東海地震注意情報発表時の対応.....	- 260 -
第2節 警戒宣言が発せられた時の対応措置.....	- 261 -
第3節 市民・事業所等に対する広報.....	- 264 -

付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則	- 268 -
第1節 推進計画の目的.....	- 268 -
第2節 推進計画の性格と役割.....	- 268 -
第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱.....	- 268 -
第2章 災害対策本部の設置等	- 269 -
第1節 災害対策本部の設置等.....	- 269 -
第2節 本部等の組織及び運営.....	- 271 -
第3節 災害応急対策要員の参集.....	- 271 -
第3章 地震発生時の応急対策等	- 272 -
第1節 地震発生時の応急対策.....	- 272 -
第2節 資機材、人員等の配備手配.....	- 275 -
第3節 他機関に対する応援要請.....	- 277 -
第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	- 278 -
第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	- 279 -
第1節 施設整備等の整備方針.....	- 279 -
第2節 建築物、構造物等の耐震化.....	- 279 -
第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	- 280 -
第6章 防災訓練計画	- 282 -
第1節 南海トラフ地震を想定した防災.....	- 282 -
第2節 学校における津波防災訓練の実施.....	- 282 -
第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	- 283 -
第1節 地域防災力の向上.....	- 283 -
第2節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	- 286 -

付編 3 南海トラフ沿いで異常な現象が観測された

場合の当面の対応について

第1章 対応方針	- 290 -
第1節 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表.....	- 290 -
第2節 「南海トラフ地震に関連する情報」発表の措置.....	- 291 -

第5編 風水害等応急対策・復旧対策

第1章 応急活動組織	- 295 -
第1節 防災対策会議.....	- 296 -
第2節 災害対策本部体制.....	- 297 -
第3節 動員体制.....	- 301 -
第2章 災害警戒期の活動	- 306 -
第1節 収集する情報.....	- 306 -
第2節 気象予警報等の収集・伝達.....	- 316 -
第3節 災害警戒期の活動.....	- 321 -
第3章 初動期の応急活動	- 329 -
第4章 復旧対策	- 329 -

第6編 大規模な事故災害等応急対策・復旧対策

第1章 応急活動組織	- 331 -
第2章 個別災害	- 332 -
第1節 大規模な火災・爆発等.....	- 332 -
第2節 危険物の爆発等による災害.....	- 338 -
第3節 航空災害・鉄道災害・道路災害.....	- 344 -